

国も危機感～わが国の災害に備える保険・共済の普及状況

2016年12月、「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」が内閣府に設置され、災害に備える保険・共済の普及促進について、3回にわたり有識者による検討が行われました。3月31日に公表された報告書には、官民がそれぞれの特性を生かしつつ、情報共有・連携強化を図り、加入促進のための普及啓発に取り組むことや、災害リスク情報を生活者にどのように提供するかなど、保険等の普及促進に関するいくつかの方向性が示されました。

こうした検討会が設けられたのは、災害による被害が近年増えている一方で、個々の生活者の災害への意識や備えが未だ不十分との危機感からでしょう。以下、報告書の内容を踏まえつつ、私たち一人一人がなすべき準備について考えていきます。

●知られていない「自助」の必要性

災害・防災対応には、「公助（行政による支援）」「共助（地域・共同体などでの助け合い）」「自助（自ら行う備え）」という、役割分担を表す三つの基本的な考え方があります。減災、そして被災後の地域復興や個人の生活再建を速やかに進めていくには、行政・地域・個人それぞれが、限られた資源や資金を効率的に活用して、最大限の効果をあげられるようにすることが重要とされています。

自然災害による住宅被害にはいくつかの公的支援がありますが、個人の資産形成に公的資金を投入しないのが被災者支援の原則。住宅・生活の再建はまず「自助」「共助」が基本とされ、「公助」はそれを側面的に支援するものと位置づけられています。

たとえば、災害で住宅が全壊等となった世帯に支援金が支払われる「被災者生活再建支援制度」。これも公助のひとつですが、復興および生活再建を円滑化するための見舞金的なものとして位置づけられています。「基

本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである（※）」とされ、支給額も300万円が上限となっています。

●持ち家世帯の災害補償の契約率は低いまま

行政による支援は、あくまでも自助・共助の“補完”なのです。生活者が暮らしを立て直すには、災害による損害をカバーする保険や共済への加入が欠かせません。

ところが、持ち家世帯の保険や共済の2015年の加入率（建物のみ）は、火災補償82%、水災補償66%、地震補償49%。各種災害が増加しているにもかかわらず、災害に対する補償を確保している世帯は、持ち家世帯の一部にとどまるわけです。

もちろん、住まいが抱える災害リスクは、地域や建物の構造によって異なるので、誰にでも一律に水災や地震の補償が必要であるとはいえないでしょう。ですが、補償の選択が自分の住まいが抱える災害リスクを確認した上での判断かといえば、それは疑問です。持ち家世帯の場合、住宅取得を機に火災保険に加入することがほとんどですが、その時は補償内容を選択したり、確かめたりすることがないまま契約が急がれる傾向があり、その結果、個々に必要な災害補償が確保されていない可能性があるからです。

災害の発生で最悪の事態に陥ったとき、わが家で何が失われる可能性があり、それに対し何が必要になるのでしょうか。想像しにくい面はありますが、もし住まいを失ったらどのようなことが起きるのかを、お金の面で考えてみてほしいのです。

阪神・淡路大震災で被災し、自宅全壊の被害に遭われた会計士の山田真哉さんは、最初の2か月半は親類

の家を転々とし、居づらい思いをしたそうです。その後は家族の仕事や通学の都合もあり、特定地域にある仮設住宅に住むことはできませんでした。そのため賃貸住宅を借りることになり、年間150万円ほどの家賃を払うことになったと話されていました。新たな暮らしとなれば、家財一式も一から買い直しでしょう。

つまり、被災後すぐに自宅再建に進めるとは限らず、再建に至る前に多額のお金が必要となる局面も充分考えうるのです。ローン返済中の住宅なら、さらに深刻な影響をこうむるでしょう。ですから、被災後に使えるお金がどの程度確保できているかで、生活再建やその後の生活設計は影響を受けることになります。災害に備える保険や共済は、そのためのほぼ唯一の準備手段なのです。

●リスクアドバイザーとしての保険代理店等の役割に期待

取り組みは既に始まっています。内閣府は普及促進パンフレット「[水害・地震から我が家を守る保険・共済加入のすすめ](#)」を作成。報告書では、「…国や地方公共団体等がよりきめ細かいリスク情報の提供を行うことや、そうした情報をリスク啓発や保険・共済販売の場で活用していくことが望ましい。…」としています。個々の生活者のリスクと向き合い、アドバイザーとしての役割を担うのは、保険代理店や共済の普及担当者。その使命感にも大いに期待したいところです。

（クルー 清水香）

（※）「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（抄）」別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知 より抜粋

クルーセミナー 4/14（金）開催
災害・賠償…不測の事態の家計破綻を回避する
ほんとうに必要な保険はこれだ！
講師：清水香
[参加費]1000円 [会場]中野サンプラザ
※詳細・お申込みはHPまたはお電話で